

の進行等により、自然志向やふるさと志向とともに、心身をリフレッシュする場や健康の増進・回復の場としての森林・山村への期待が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進行に加え、生活基盤や生産基盤の立ち遅れ、収益性の低下等に伴う林業生産活動の停滞などから地域社会の維持が困難となっているなど森林の管理水準の低下が懸念されており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、森林の持つ保健機能を高度に発揮させる森林の整備と森林浴活動の指導等、その積極的な活用を促進するため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の森林浴等健康増進活動を促進するための森林空間の整備や基盤整備を実施した。

ウ 森林林業市民参加促進対策

森林の維持・管理を担ってきた山村は、過疎化・高齢化の進行に加え、主要産業である林業の収益性の低下など、このままの状態では人口の減少や集落機能の低下により、森林の維持・管理機能のみならず、国土管理にも影響を与えかねない現状にある。

一方、都市住民を中心として、森林を家族の絆を深める場、保健・休養の場や教育・学習の場として活用することに加え、環境保全意識の向上により、森林づくりへの直接参加の気運が増大している。

このため、森林づくりボランティア団体や都市に住む家族等が契約により、山村において森林づくりに直接参加できるための基盤整備や森林整備を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業、平成8年度からの経営基盤強化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長等が地域の実情に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

平成10年度からは、新たに創設された林業生産流通総合対策の枠組みの中に位置づけられた。

1 経営基盤強化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

近年の林業経営を巡る厳しい環境の下、森林所有者の林業経営への意欲は低下しており、また、国産材の供給は少量・分散的かつ間断的であることから外材に対し競争力が十分でなく、木材産業の分野でも国際的競争力の強化が求められている。さらに、山村地域では林業従事者の減少・高齢化等が進行し、林業生産活動ばかりでなく地域社会全体の活力が低下している。

一方、我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に成熟の過程にあり、国産材時代に向けて資源的条件は整備されつつある。また、国民の価値観の変化の中で、森林は健康・休養の場、レクリエーション活動の場及び教育・文化活動の場としての役割が高まっているとともに、木材に対する消費者ニーズは多様化・高度化してきている。

このような情勢の変化に対処し、森林の流域管理システムのもと、林業を山村地域を支える産業として持続的に発展させるためには、林業経営の安定化に資する担い手の育成、流域内での安定した木材供給体制の形成及び森林の多様な資源を活用した地域づくりを図ることを基本方向として林業構造の改善を推進することとして、「経営基盤強化林業構造改善事業」（強化林構）を平成8年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の経緯を踏まえ、地域の林業者等が自主的に樹立した計画に基づき、林業経営の安定化のための活動の推進、林業生産基盤及び林業経営近代化施設の整備、山村地域の環境条件の改善等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施するものである。また、補助事業とともに農林水産漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

(2) 事業の仕組み

強化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、担い手育成型林業構造改善事業、木材供給圏確立型林業構造改善事業、森林活用型林業構造改善事業の3事業区分に分け、平成8年度以降おおむね6年間に逐次林業構造改善事業計画を樹立し事業を実施する。

ア 担い手育成型林業構造改善事業

(ア) 経営体育成型

経営体育成型は、安定的かつ継続的な経営を行い得

る林業経営体を育成するための活動を推進するとともに、林業経営体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(4) 事業体育成型

事業体育成型は、効率的な作業を行い得る林業事業体及び高度な技能を有する林業労働者を育成するための活動を推進するとともに、林業事業体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、高度技能労働者を育成するための技術訓練施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、経営体育成型、事業体育成型併せて全国136地域を対象とし、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業3億円で実施する。

イ 木材供給圏確立型林業構造改善事業

木材供給圏確立型林業構造改善事業は、生産から加工・流通に至る事業体（森林組合、素材生産業者、林産業者、流通業者等をいう。）が連携して、流域内で生産される木材を安定的かつ継続的に供給・利用するための活動を推進するとともに、木材を安定的に供給するための路網及び林業生産施設の整備、木材を効率的に利用するための加工・流通の拠点施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国26地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業10億円で実施する。

ウ 森林活用型林業構造改善事業

(ア) 森林活用型

森林活用型は、地域の森林資源を総合的に活用するための活動を推進するとともに、森林に賦存する多様な地域産物の生産及び利用を促進するための路網並びに地域産物活用施設の整備、森林空間の活用による都市住民との交流促進施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(イ) 美しいむらづくり型

農業・林業・水産業が複合的に行われている農山漁村を地域として一体的にとらえた美しいむらづくりを行うため、農業・林業・水産業が相互に連携するとともに、複数の地域が連携を図りながらモデル的整備を行う「美しいむらづくり事業」を林業構造改善事業の一環として実施するものである。

事業は、森林活用型、美しいむらづくり型併せて全国41地域を対象として、一地域当たり平均事業費とし

て補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施する。

(3) 平成9年度の事業実施状況

平成9年度においては、39地域（担い手育成型24地域、木材供給圏確立型5地域、森林活用型10地域）で新たに計画樹立するとともに、新規、継続併せて75地域（担い手育成型48地域、木材供給圏確立型10地域、森林活用型17地域）で事業実施した。

2 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び・林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」（活性化林構）を平成2年度より実施している。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業（平成2～3年度で終了）の4タイプの事業に加え、特別対策として、新・美しい森林むらづくりモデル事業（平成6～8年度実施）、中山間林業活性化モデル事業（平成7～8年度実施）、流域林業推進モデル事業（平成7～11年度実施）の事業を実施している。

なお、新たな地域指定は平成7年度をもって終了しており、平成8年度以降は継続地域のみとなっている。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業（総合型）は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取組みを推進するとともに、林業生産基盤及び業生産高度化施設、林産物利用高度化施設の整備、山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国438地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業1億円で実施している。

イ 産地形成型林業構造改善事業

産地形成型林業構造改善事業（産地形成型）は、国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として、需要動向に対して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに、国産材の拠点的

かつ高度な加工流通を行う施設、需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国64地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業10億円、単独融資事業3億円で実施している。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業（資源活用型）は、地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村の区域を対象として、森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに、森林産物等の生産・加工施設、森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国120地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施している。

エ 流域林業推進モデル事業

流域林業推進モデル事業は、流域の特性に応じて選定されたモデル地区を対象として、流域を単位とした林業を推進するための組織的な取組みを推進するとともに、森林及び路網の整備と一体的に高性能林業機械の導入、大規模流通・加工施設の整備を行う事業を実施するものである。

事業は、全国で5地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業6億円で実施している。

(3) 平成9年度の事業実施状況

平成9年度においては、継続地域において392地域（総合型295、産地形成型40、資源活用型52、流域林業モデル5）で事業実施した。

3 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野（以下「入会林野等」という）である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権（以下「入会権」という）などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権、地上権等の権利関係に改め、農山村民

の農林業経営の健全な発展に資することを目的として、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和41年法律第126号）（以下「入会林野等近代化法」という）が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は、主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置（権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化）、近代的権利取得に伴う権利者の経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては、この法律に基づく権利関係の近代化と、近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑かつ、適正に推進するため、42年度から51年度までの10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し、さらに、62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

41年当時には、全国に約200万haを超える広大な入会林野等があり、このうち10ha以上の入会林野等185万haを対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事業の内容は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖縄県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を特用林産振興

表20 9年度予算の概要

区 分	9年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源総合活用促進対策費補助金		
(1) 入会資源活用促進事業費	23,205	19,535
(2) 入会資源調査測量事業費	20,535	20,220
(3) 入会資源活用促進対策推進事業費	7,822	6,369

対策事業及び山村高齢者林業圏設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。

58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。(表20)

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積は約145万haと見込み、このおおむね1/10を単年度の事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事業と林業構造改善事業とにより実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあっては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千haを対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度において残存する未整備入会林野等105haを整備するため、52年度から10年間に於いて入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万haと見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千haを本事業の対象とした(残り44%は林業構造改善事業により実施することとした)。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした(57年度から林産集落振興対策事業に統合された)。

ウ 入会資源総合活用促進対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万haとなっており、62年度から10年間に於いて半数の40万haを整備するため、新たに入会資源総合活用促進対策事業が発足した。その内容は次のとおりである。

(ア) 活用促進対策推進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策

協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

(イ) 活用促進対策事業

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、活用基本計画を策定する。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等についての説明会を開催する。

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

市町村長は、必要がある場合は、入会林野等の土地及び立木の多面的活用と農林業経営の活性化を図るための経費に充てるため、都市住民等からの資金の導入を促進することとし、これに資するための情報提供を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するために必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この31年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,375件、555,346haである。その実績は、49年度の52,663haをピークにその後漸減傾向にあり、9年度においては39件、3,074haとなっている。その整備の内容は表21、22のとおりである。

表21 入会林野等整備の実績(9年度末累計)

市町村数	件数	面積	1件当たり面積
4,159	6,375	555,346 (ha)	87 (ha)

表22 権利者の状況(9年度末累計)

入会権者等総数	権利取得者数	権利取得者率	1件当たり権利取得者数	1権利取得者当たり面積
(人)	(人)	(%)	(人)	(ha)
A	B	B/A		
413,515	405,682	98.1	63.6	1.4

イ 整備後の土地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表23のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表23 整備前後の土地利用目的別面積の内訳

区 分	(9年度末累計)		
	林地 ha	農用地 ha	その他 ha
整備前A	534,860	18,272	2,214
整備後B	544,104	9,904	1,338
増△減B-A	9,244	△8,368	△876

ウ 整備後の経営形態

整備後の経営形態は大きく分けて個別経営・協業経営の2種類となる。また、整備後の経営形態は整備前の利用形態（共同利用・直轄利用・分割利用・契約利用）と関連することが多い。すなわち、一般には整備前の経営形態が分割利用の形態をとっていたものは、すでに各権利者間でそれぞれ異なる利用がなされていた場合が多いため、整備に際して整備後これを協業経営にもっていくことは極めて困難なことであり、そのほとんどは個別経営の形態をとることになる。一方、整備前の他の利用形態をとっていたものは整備後、個別経営に移行しようとしても、新たに分割等の必要があるため、分割地の調整等が極めて困難であること等から協業経営の方式に移行しやすいので、普通この形態をたどるものが大部分である。

しかし、近年生産森林組合等の経営不振により表24に示すとおり整備前に分割利用していたものは約30%

であったのに対し、整備後の個別経営に移行したものは約40%と前述のような障害があるにもかかわらず、かなり増加している。

なお、整備後の経営形態をどのようにするかということはあくまで権利者自身が決定するものであるが、条件の許す限り協業経営を行うよう指導を行っている。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表25のとおり許可済の面積が約55万5千haのうち協業体に移行したものは約60%に当たる約33万2千haであって、1協業体当たり平均面積は約78haである。このうち、生産森林組合に移行したものは全体面積の中の約53%で、協業体の中の約89%を占めている。

個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約22万haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。

表24 整備前後の利用及び経営形態（9年度末累計と9年度分）

区 分	総 数	整備前の利用形態				整備後の経営形態	
		共 同	直 轄	分 割	契 約	協 業	個 別
累 計 面積 (ha)	555,346	163,070	204,282	165,886	22,108	331,860	223,486
比率 (%)	100.0	29.4	36.8	29.9	4.0	59.8	40.2
9 年度 面積 (ha)	3,074	1,043	327	1,541	163	931	2,143
比率 (%)	100.0	33.9	10.6	50.1	5.3	30.3	69.7

表25 整備後の経営形態等（9年度末累計）

区 分	実 数				構 成 比	
	経営体数	構成員	面 積	1経営体当たり 面 積	構成員	面 積
総 数	149,116	452,689	555,346	3.7	100.0	100.0
営 業 形 態 による法人協業経営に	計	3,065	264,008	98.6	58.3	54.4
	生産森林組合	2,971	258,325	99.8	57.1	53.4
	農事組合法人	90	5,517	59.4	1.2	0.9
	その他法人	4	166	85.5	0.0	0.1
共有による経営	1,171	43,801	29,664	25.3	9.7	5.3
個別経営	144,880	144,880	223,486	1.5	32.0	40.2

(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。

2 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

8年度末現在、全国連合会1，都道府県連合会47，森林組合1,419，生産森林組合3,482が設立されている。森林組合は合併の進展等により年々減少しているが，生産森林組合は入会林野等の整備に伴って増加している。

森林組合は地区内森林所有者の49%に当たる171万人（1組合当たり1,225人）の組合員で組織され，その組合員の所有森林面積は地区内民有林面積（都道府県有林を除く。）の73%を占める1,138万ha（1組合当たり8,155ha）に達する。造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は，1,121組合（作業班設置組合率79%），総人員34,584人である。

財務状況についてみると，1組合平均の払込済出資金は3,145万円であり，組織，経営，財務基盤ともに年々強化されてきている。

8年度における経済事業取扱量については新植面積3万1千ha（前年度比91%），間伐面積13万9千ha（同98%），素材生産量282万 m^3 （同103%）となっている。森林組合の民有林における事業実績は新植面積の84%，間伐面積の65%，素材生産量の16%となっている。

生産森林組合は8年度末現在で30万人の組合員によって38万haの森林を経営している。

都道府県森林組合連合会では森林経営の指導や林業技術の普及等の指導事業，素材・製材品・木材チップ等の販売事業，休業用機械，山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

全国森林組合連合会は47都道府県森林組合連合会を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を行うほか，経理を区分して森林共済事業を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合広域合併等促進対策事業

森林組合の広域合併の促進により経営基盤の強化を図るため，都道府県による森林組合合併の基本方向づくり，合併に対する関係者間の合意形成，未合併森林組合間の業務提携，効率的な事業運営確保のための経営コンサルティング等の実施に対し助成した。

予算額 1億1,389万0千円

（前年度 — ）

(2) 森林整備体制強化促進事業

森林組合等による不在村者所有森林等の適正な推進を図るため，不在村者所有森林等の調査及び森林情報のデータベース化，不在村森林所有者等に対する森林施業の普及啓発及び意向調査，施業受委託の推進，森林整備推進のための森林の境界の明確化等の実施に対し助成した。

予算額 2億5,668万0千円

（前年度 — ）

(3) 森林組合監査士監査事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため，森林組合連合会に監査士を置き，森林組合の経営管理等について適切な指導等を行うことについて助成した。

予算額546万6千円

（前年度595万9千円）

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると，平成7年における林業就業者数は8万6千人で，ここ10年間で5万人減少した。また，年齢構成は，50歳以上が69%，60歳以上では36%と高齢化が進行しており，全産業の就業者と比べると，50歳以上の比率で約2倍，60歳以上の比率では約3倍となっている。

林業労働力の減少，高齢化が更に進むとすると，森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから，林業労働者を雇用する森林組合，素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて，新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより，林業労働力を確保する必要がある。

表26 林業就業者の推移

	林業就業者数 (百人)	50歳以上の 割合(%)	60歳以上の 割合(%)
昭和50年	1,790	36.3	13.1
55年	1,655	47.0	13.7
60年	1,399	59.5	17.6
平成2年	1,075	67.9	24.4
7年	858	69.0	36.0

資料：総務庁「国勢調査」

(注) 国勢調査における林業就業者とは，9月末1週間を主として林業に従事した者である。

(1) 林業労働力対策

ア 森林整備担い手確保総合対策事業

新規参入の促進及び基幹的な林業労働者の養成と林業労働環境の改善を林業労働者を雇用する林業事業体の経営基盤の強化と一体となって進めていくため、林業労働力確保支援センターを中核とした林業事業体の指導、優良事業体事例の普及、新規参入促進のための広報、新規参入者の定着促進、基幹的林業労働者の養成、機械利用サービスシステムの整備、林業労働力・事業等に関する情報の収集・提供、経営診断等及び林業労働力確保支援センターが行う林業就業促進資金の貸付けに必要なとする資金造成、作業環境の改善、雇用の長期化・安定化等就労条件の改善を図るために必要な機械・施設の整備等を実施した。

予算額 10億8,371万9千円

(前年度：9億8,766万4千円)

イ 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業労働力確保支援センターが、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を貸し付ける林業就業促進資金を創設した。

(ア) 貸付条件

- a 利率：無利子
- b 償還期間：20年以内 認定事業主への貸付は、13年以内とする。

c 貸付限度額：1人につき

就業準備資金 150万円

就業研修資金 月額5～15万円

ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

(2) 林業労働安全衛生対策

ア 林業労働災害防止緊急対策事業

林業における労働災害は、近年、着実に減少してきているが、発生頻度は、他産業に比べると依然として高水準にあり、死亡災害の発生も多いなど憂慮すべき状況にある。それらの災害は伐木造材作業、集材作業等の先山作業現場において多く発生している。

このような状況に対処し、林業労働安全衛生の確保対策を強化するため、地域における総合的な安全衛生推進体制の整備、先山作業現場へのゼロ災推進巡回指導の実施、高性能林業機械作業の安全管理、農家林家等の担い手の安全作業の確保、事業主等に対する安全管理手法等の徹底に必要な経費について助成した。

予算額 6,658万6千円

(前年度：林業労働災害防止対策事業7,320万7千円)

イ 林業振動障害等総合対策事業

林業の振動障害等の未然防止及び振動障害軽快者等の就業促進を図るため、都道府県による指導者講座等の開催、一人親方等の特殊健診による予防対策の推進、振動障害軽快者等の就業促進対策、蜂等被害の予防対策の普及指導等に必要な経費について助成した。

予算額3,515万4千円

(前年度：林業振動障害等総合対策事業3,838万2千円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、近年、1億1千万 m^3 前後で推移しており、用途別で見ると、総需要量のうち、製材用が約5割、パルプ・チップ用が約4割、合板用が約1割で、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成8年の木材(用材)需要量は、新設住宅着工戸数が増加したことから0.4%増の1億1,233万 m^3 となったが、製材から合板、構造用集成材等へ需要がシフトしたため製材用は1%の減少となり、合板用は10%の増加、その他用は31%の増加となった。パルプ・チップ用は、紙・板紙生産量が増加したものの、古紙等の利用が増加したことから、2%の減少となった。

国産材の用材供給量は、2%減少し、2,248万 m^3 となった。(表27)

表27 木材(用材)需給の現状

区 分	(単位：千 m^3 () 内は前年比%)	
	7 年	8 年
需 要		
総 数	111,930(102.2)	112,325(100.4)
製 材 用	50,384(98.8)	49,758(98.8)
合 板 用	14,314(101.5)	15,726(109.9)
パルプ・チップ用	44,931(106.0)	43,822(97.5)
そ の 他 用	2,301(113.6)	3,018(131.2)
供 給		
総 数	111,930(102.2)	112,325(100.4)
国 内 生 産	22,915(93.6)	22,483(98.1)
外 材 輸 入	89,015(104.7)	89,842(100.9)

木材輸入は、産地国の丸太輸出規制の強化等を背景として、丸太輸入が減少し、製材品、合板等の製品輸入が増加する傾向にある。また、近年施工が容易で、品質が安定している集成材等の木質工業製品の輸入が

表28 構造別新設住宅着工戸数・床面積の推移

(単位 戸数：戸，床面積：千㎡，総数比：％)

年次	総数		木造				鉄骨鉄筋 コンクリート造		鉄筋 コンクリート造		鉄骨造		コンクリート ブロック造		その他	
	戸数	床面積	戸数	総数比	床面積	総数比	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積
昭和63年	1,684,644	134,531	697,267	41.4	69,843	51.9	139,997	9,901	455,463	28,673	388,530	25,865	2,534	181	853	68
平成元年	1,662,612	135,029	719,870	43.3	71,977	53.3	140,795	10,084	404,006	25,825	394,625	26,896	2,396	167	920	81
2	1,707,109	137,490	727,765	42.6	72,440	52.7	164,416	11,492	434,151	26,956	377,603	26,369	2,207	162	967	71
3	1,370,126	117,219	624,003	45.5	64,547	55.1	115,122	8,666	303,253	20,376	325,219	23,444	1,675	119	854	66
4	1,402,590	120,318	671,130	47.8	68,884	57.3	77,657	6,006	279,736	19,195	371,752	26,051	1,430	106	885	76
5	1,485,684	131,683	697,496	46.9	75,116	57.0	71,508	5,344	345,108	23,707	368,999	27,313	1,433	108	1,140	95
6	1,570,252	145,581	721,431	45.9	80,733	55.5	105,978	8,372	400,610	28,792	339,923	27,485	1,167	97	1,143	102
7	1,470,330	136,524	666,124	45.3	73,803	54.1	112,296	9,042	355,847	25,762	333,679	27,715	1,245	101	1,139	101
8	1,643,266	157,899	754,296	45.9	87,535	55.4	122,914	9,776	384,050	27,909	379,367	32,428	1,449	129	1,190	122
9	1,387,014	129,181	611,316	44.1	68,620	53.1	120,887	9,966	339,559	24,814	312,815	25,543	1,198	101	1,239	138

資料：建設省「住宅着工統計」

増加する傾向にある。

イ 住宅建設の動向

(ア) 住宅建設の動向等

木材需要の大宗を占める住宅の建設動向をみると、バブルの崩壊により平成3年に137万戸まで減少した新設住宅着工戸数は、その後堅調に推移し、平成6年には157万戸となったが、平成7年、147万戸まで減少した。平成8年には、消費税率改訂前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となった。平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸と大幅に減少した。

このうち木造住宅は、平成9年に61万戸が新設され、木造率は前年を下回る44.1%となった。これを床面積でみると6,862万haで、木造率は53.1%となった。一戸建て住宅に占める木造住宅は8割を占め、木造住宅に対する根強い需要がうかがえる。(表28)

木造軸組工法住宅は、平成9年には50万戸弱と近年にない低い水準となった。これに対しツーバイフォー工法住宅は、近年、急増しており、平成9年には8万戸となり、前年の供給戸数を下回ったものの、木造住宅に占めるシェアは13.0%とシェアを伸ばした。

(イ) 木造住宅供給等

国民が良質で安価な木造住宅を入手し得るようにするためには、木造住宅に対する需要者のニーズを把握し、需要動向を踏まえた優良な木造住宅、木質材料を安定的に供給する体制の整備が必要である。このため、林業生産流通総合対策の一環として、低コスト住宅資材供給体制整備事業、「ふるさとの木で住宅を」普及促進事業、住宅資材性能規定化対策事業、エンジニアリングウッド性能評価事業、日本住宅・木材技術センター事業等を実施した。

a 低コスト住宅資材供給体制整備事業

豊かな住生活の実現、住宅建設コストの低減等重要課題に対処するとともに充実しつつある我が国の森林資源の有効活用と国産材の安定供給体制の整備促進を図るため、木造住宅に使用する資材の標準化についての基準の作成、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの協定による連結の促進、新たな木質建材の実用化、接合金物の実用化、低コスト住宅資材の普及啓発等を実施した。

b 「ふるさとの木で住宅を」普及促進事業

本物志向等住宅建築に対する多様な国民のニーズの高まりに応え、地域材を利用した良質な木造住宅の建設促進に資する、大都市部でのモデル住宅の常設展示と併せ、ふるさとの木による家づくり運動の展開を実施した。

c 住宅資材性能規定化対策事業

建築基準法の改正に伴う建築基準の性能規定化に円滑に対応するため、地域材の強度性能評価に必要な施設を整備し、必要なデータの収集分析を行うとともに、木造軸組住宅の構造体としての強度性能を明確化する事業を実施した。

d エンジニアリングウッド性能評価事業

建築物の構造解析は、世界的に限界状態設計法が主流となりつつあり、これに適切に対応するため、エンジニアリングウッド（性能でグレーディングされた製材、集成材等）の実大強度試験（曲げ、引張り、圧縮強さ）を実施した。

e 日本住宅・木材技術センター事業

木材需要の維持拡大には、住宅等の需要分野における諸情勢の変化に対応した新製品の開発、新利用技術の開発、普及等を推進する必要があるため、9年度においても、引き続き財団法人日本住宅・木材技術センターでは、間伐材の需要開発、住宅部材の安全性向上

等を内容とする木材利用技術開発・普及推進活動を実施した。

f JAS（日本農林規格）等の推進

製材、合板、集成材、床板等住宅建設に関連する木質材料の需要拡大を図る上で、JASの普及促進は重要であり、需要関係者及び加工者への普及指導に努めた。

g 間伐材等小径木の利用促進

間伐材等小径木の利用開発、需要拡大は、間伐の計画的な推進を図り、健全な森林を育成する上で重要な課題となっている。これに関する対策として、9年度については、間伐材利用モデル施設整備事業、間伐材等利用技術開発促進事業等多面的な施策を講じた。

ウ 価格の動向

9年の木材価格は、住宅着工戸数が減少して推移したこと等から弱い市況で推移した。

主要品目別にみると、国産材、米材は、需要の減少等をうけて当初初より弱含んで推移した。また、合板についても、需要の減少等をうけて5月から弱含んで推移した。

9年平均価格を8年と比較すると、丸太についてはスギ中丸太が6%、ヒノキ中丸太が9%、米ツガが1%下回り、北洋材エゾマツが11%、合板用ラワンが1%上回った。一方、製材品については、スギ柱角が1%、米ツガ柱角が4%、米マツ平角が1%、北洋エゾマツ平割が7%上回り、ヒノキ柱角が1%下回った。合板は1%上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

9年の木材（丸太（HS4403）及び製材（HS4407））輸入量は3,260万 m^3 で前年に比べ1%減少した。

これを材種別にみると、前年に比べ北洋材は14%、欧州材は59%、チリ材は43%、中国材は18%増加したもののアフリカ材は横ばい、米材は13%、南洋材は3%減少した。

9年の材種別割合は米材40%、北洋材20%、南洋材19%、ニュージーランド材7%、欧州材7%、チリ材2%、アフリカ材2%、中国材1%、その他1%となっている。

米材、南洋材地域においては、資源的制約、環境問題等により、伐採量は減少する傾向にある一方、欧州等から輸入が増えるなど輸入先の多角化が進んでいる。（表29）

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆8,246億円（前年比105%）で我が国の総輸入額40兆9,562億円（同108%）の4%を占めている。

表29 木材の輸入量

		8年			9年		
		丸太	製材	計	丸太	製材	計
米	材	7,036	7,844	14,880	5,756	7,144	12,900
南	洋	5,588	885	6,474	5,321	930	6,251
北	洋	5,422	407	5,828	6,137	523	6,660
ニュージーランド	材	2,135	282	2,418	1,983	335	2,318
欧	州	203	1,203	1,406	155	2,079	2,234
アフリカ	材	664	5	669	662	7	669
チ	リ	146	410	556	183	612	795
中	国	69	198	266	59	255	314
そ	の	74	295	369	151	302	453
合	計	21,336	11,528	32,864	20,407	12,188	32,595

（単位：千 m^3 ）

(ア) 米材

9年の米材輸入量は丸太576万 m^3 （前年比82%）、製材714万 m^3 （同91%）、計1,290万 m^3 （同87%）となった。国別では、米国が丸太564万 m^3 （同82%）、製材153万 m^3 （同79%）、カナダが丸太12万 m^3 （同99%）、製材562万 m^3 （同95%）となっている。

(イ) 南洋材

9年度の南洋材輸入量は丸太532万 m^3 （前年比95%）、製材930万 m^3 （同105%）となっている。

丸太の輸入を供給国別にみると、マレーシアからの輸入が297万 m^3 （同86%）となり、その南洋材輸入量に占める割合は56%（7年67%、8年62%）と依然高水準を保っているものの、近年減少傾向で推移している。

製材については、マレーシアが50万 m^3 （同114%）、インドネシアが41万 m^3 （同98%）となり、この2か国で南洋材製材の98%を占めている。

合板の総輸入量は509万 m^3 （同100%）となっており、そのうちインドネシアからの輸入量が310万 m^3 （同99%）と最も多く合板総輸入量の61%を占めているが、近年マレーシアからの輸入が151万 m^3 （同102%）と増え、30%のシェアとなっている。

60年インドネシア、61年フィリピン（造林木等を除く）、元年にパプアニューギニア（一部樹種）、4年にはベトナム、カンボジア、5年には、マレーシア・サバ州がそれぞれ丸太輸出を禁止した。なお、サバ州は8年に、年間200万 m^3 を上限とする丸太輸出規制に変更した。また、インドネシアについては、4年に丸太輸出禁止を解除し、代わりに多額の輸出税を導入して実質的に輸出を禁止する措置をとっていたが、IMF合意により、輸出関税の引き下げを行い、2,000年末（12年末）までに段階的に従価で10%まで下げることにしている。

(ウ) 北洋材

9年の北洋材の輸入量は、丸太614万 m^3 （前年比113

%), 製材52万 m^3 (同129%), 計666万 m^3 (同114%)と増加した。

ロシア国内の社会・経済の混乱により減少傾向で推移していたが、5年以降、合板用材等の代替品として注目されたことや、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向にある。特に9年は、米材丸太の輸入量が大幅に減少したため、北洋材丸太の輸入量は米材丸太を上回り、初めて材種別丸太輸入量でトップとなった。

イ 輸出

9年の木材製品の総輸出額は118億円と前年比92%となっている。

輸出内訳は、金額ベースで、製材・加工材17%、薄板・合板用単板14%、合板8%、ブロックボード7%、繊維板4%、その他47%となっている。我が国の木材・木製品の国別輸出内訳は、その29%が韓国で、以下台湾12%、米国9%、インドネシア7%、中国7%、マレーシア6%、ドイツ6%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては堅調に推移したが、消費税率改訂前の駆け込み需要の反動等から9年の新設住宅着工戸数は、前年と比較して16%減の139万戸、木造住宅は、対前年比19%減と極めて厳しい状況にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性の向上等住宅の性能が一層重視されるようになったことから、木材の需要構造に急激な変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

9年末における製材工場数は13,496工場を数え、前年に比べ532工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は86.7kw(前年比102%)と引き続き増加しているが、75kw未満の工場数が全体の70%を占めており、依然として零細性を表している。9年における製材用素材の総入荷量は3,315万 m^3 (前年比

93.3%)となった。この中で国産材は前年に比べ4.4%減少し、外材の入荷量は前年に比べ8.6%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、53.5%となっている。

また、製材品出荷量は2,195万 m^3 (前年比90.7%)となり、これを用途別にみると、建築用材80%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材10%、家具・建具用材3%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

9年末の合板製造工場数は、前年に比べ19工場減少し420工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は、4工場減少して96工場に、特殊合板のみを生産する製造工場は、11工場減少して285工場となった。また、単板のみを生産する工場は3工場減少し39工場である。

9年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ48万 m^3 減少し、683万 m^3 となった。材種別にはラワン材を主とする外材が前年に比べ45万 m^3 減の663万 m^3 国産材については前年に比べ3万 m^3 減の20万 m^3 となった。

9年の普通合板の生産量は423万 m^3 (5億7,163万 m^2 、前年比88.8%)、特殊合板の生産量は208万 m^3 (3億2,687万 m^2 、前年比95.2%)となった。

2 林産物の供給体制の整備、木材利用の推進及び林産物需給の安定

(1) 木材供給の低コスト化

豊かで質の高い国民生活の実現に資するため、良質な住宅の供給コストの削減、とりわけ、木造軸組工法住宅の供給コストの低減を図る総合対策として、住宅資材の標準化を推進する事業、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの連結を促進する事業、マスタープランの作成を行う事業を実施するとともに、素材の効率的な供給のための高密度路網の整備、高性能林業機械の導入、標準化住宅資材供給のための加工施設の整備、新たな木質建材や接合金物の実用化、標準化住宅資材の普及啓発及び木材産業の再編整備に必要な資金への利子助成等の事業を一体的に実施した。

(2) 木材の流通体制整備

我が国の木材産業めぐる情勢が一段と厳しいものになっていることに対応し、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき、指定地域の指定や木材製造業者等と森林所有者等が共同して作成する木材安定供給確保事業計画の認定を推進するとともに、流域林業活性化センターの活用により流域一体となった原木の安定供給を推進する事業、流域ごとの林産加工体制の整備に係る課題とその取組方策の検討、木材の拠点

的加工・流通施設の計画的な整備のための条件整備を行う事業を実施した。

また、地域の関係者の連携による葉付き乾燥から人工乾燥までの一貫とした実施のための事業、関係者の合意形成、連携強化等により、カタログ等による木材直送等流通の合理化を図るための普及啓発等を行う事業を実施するとともに、品質の安定した木材製品を安定的に供給するための原木流通拠点施設、製品の加工・流通拠点施設等の整備、製材工場の再編と設備の近代化等に対し利子助成する事業、流通合理化等を図るための機械設備のリース料の一部を助成する事業を総合的に実施した。

更に、消費者ニーズに対応するよう品質・規格に加え施工性、機能性に優れた地域材製品を供給するための商品の開発と共同受注システムの構築を促進する事業を新たに実施した。

(3) 木材利用の推進

木材利用を推進するため、新たに建設省と連携し、地域材を活用した良質な木造住宅の大都市部等での常設展示、新聞広告等による普及啓発等ふるさとの木による家づくり運動を推進するための事業、インターネットを活用し消費者に木の良さを含めた木材利用情報等の提供、木材利用相談センター等の活動を強化する事業を実施したほか、引き続き、木造建築物の耐震性の向上を図る木材の利用技術の開発、施工性に優れた木質内装部材の開発等の事業、消費者と連携して行う地域材利用推進活動の展開、新技術を用いて地域材を外構部材等として改良したものの利用実証等地域材の利用の推進を図る事業、木造施設の耐久性維持・向上手法に関する調査及びこのための効果的な施工方法等のマニュアルの作成、普及啓発等を行う事業を実施した。

また、木材の新たな用途を創出するため、樹木に含まれる希少な成分を副作用の少ない医薬品等として利用する技術の開発、木材を主原料とするウッドセラミックスを発熱体高耐久性摩擦材料として利用する技術等の開発を行うとともに、地域産材の特質を生かしつつ高耐久性を付加した新素材の開発を行った。

さらに、木材加工分野における今後の研究開発に関する調査を行うとともに、新たに異業種分野との交流による地域材の加工・利用技術の向上を図った。

3 木材産業の体質強化

輸出国による原木の輸出規制強化の動き、製品輸入の増加、品質性能に対する要求の高まりなど需給構造の急激な変化に対応し、木材加工製品の高付加価値化、低コスト、安定供給等を図るため、新たに建築基準の性能規定化に対応するためのスギ等の製材品及びこれらによる構造体の強度性能把握、間伐材等の利用分野拡大を図るための技術開発、CCA処理に替わる安全で防腐効果等に優れた木材保存処理技術及びホルムアルデヒドの放散量が少ない合板の製造技術の開発、LCA手法による木材製品の環境負荷の調査、自動制御等最先端技術を活用した新しい木材乾燥システムの開発を実施したほか、集成材ラミナ等の欠点の自動除去装置の開発、木材加工場の労働環境改善を図るための防塵・防音効果の高い機械装置の開発、付加価値の高い新製品開発のための新技術・機械装置の開発、普及を実施した。また、木材製品による事故を防止するための予防的管理等の促進を図る事業を実施した。

さらに、流域を単位として、若者も参入し得る魅力ある就労条件を提供できる優良で強い体質の素材生産業者を育成していくため、素材生産業者の組織化、再編整備、経営の高度化、規模の拡大等を促進するとともに、流域内の効率的、機動的な素材生産に必要な作業路網、素材生産施設等を一体的に整備する事業を実施した。このほか、「中小企業近代化促進法」に基づき、一般製材業、合単板製造業等の構造改善事業が円滑に推進されるよう指導した。

4 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、所要の対策を協議するための木材需給対策協議会を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材（用材）の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材需給の安定対策の取り組みとして、昭和49年から実施してきた、木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了し、その後は、A木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C木材流通の改善合理化に関する情報提供、D国産材供給設備の導入に対するリース料の一部助成等を行うことにより、木材の需

表30 特用林産物の需給動向（平成9年）

品 名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	5,786	9,400	280	14,906
生しいたけ	"	74,782	26,028	—	100,810
な め こ	"	24,522	—	—	24,522
えのきたけ	"	109,324	—	—	109,324
ひらたけ	"	13,243	—	—	13,243
ぶなしめじ	"	72,024	—	—	72,024
まいたけ	"	31,135	—	—	31,135
まつたけ	"	272	3,059	—	3,331
く り	"	20,784	52,893	—	73,677
く る み	"	289	25,770	—	26,059
わ さ び	"	3,821	—	—	3,821
たけのこ	"	48,593	266,014	—	314,607
生うるし	kg	2,561	191,788	—	194,349
竹 材	千束	2,686	743	2	3,427
桐 材	m³	5,256	165,166	—	170,422
木 炭	t	61,170	105,249	117	166,302

(注) 1 林野庁林産課調べ。

2 不明なもの及びないものについては一印とした。

3 消費量は生産量＋輸入量－輸出量による単純計算によった。

4 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

給安定に取り組んでいる。

5 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしている。

ここ数年の生産動向をみると、生産額の約7割を占めるきのこ類については、「乾しいたけ」「ひらたけ」の生産量が減少傾向にあるのに対し、「まいたけ」「ぶなしめじ」等が順調に伸びている。また、非食用のものについては、代替品の進出等により生産量は減少傾向にある。木炭（粉炭、竹炭を含む）については、土壌改良等の燃料用以外の用途を中心に需要が伸びてきたものの、ここ数年はやや頭打ち傾向にある。

平成9年の特徴は、次のとおりである。

①生産額については、きのこ類以外のものの生産額が価格低迷により落ち込んだこと等から、3,579億円と前年を158億円下回った。

②前年に比べ、生産額は、きのこ類がほぼ横ばい、その他食用は12.3%の減、非食用は15.4%の減となった。

③「乾しいたけ」「生しいたけ」「木炭」の輸入量が増加している。特に「乾しいたけ」については、ここ数年減少傾向にあった輸入量が平成9年に9,400トンと過去最高になり、消費量の6割を占めるまでになった。

(2) 特用林産物振興対策

特用林産物をめぐる国内外の情勢の変化や産地の現状に応じ、新技術や新しい製品の導入を進めつつ、広域的な低コスト安定供給産地の整備、特用林産と木材生産等との複合経営による安定的な林業経営の確立及び特色のある地域特産物や伝統的工芸品等の原材料の産地整備を図るとともに、新たに原木栽培の省力化を促進したほか、表示の適正化や特用林産物に関する情報の提供等、消費者の視点に立った施策を推進し需要の確保、拡大に努めた。

また、特用林産物生産への新規参入者等の経営安定の促進、特用林産物の需給の変化に対応した流通合理化及び安全の確保・向上を図る事業の実施と引き続き火山活動によるしいたけの降灰被害に対処するための防災対策を推進した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。